特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	寝屋川市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和3年12月24日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(,	

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務							
①事務の名称	寝屋川市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務							
②事務の内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務とは、新型インフルエンザ特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民接種を行う。また、接種歴に関する情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続することで、各情報保有機関が保有する特定個人情報について照会・回答などの情報連携を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、対象者の選定 ②予防接種実施状況の登録(接種日、接種場所、Lot.No等) ③情報提供ネットワークシステムでの予防接種履歴の照会・提供 ④健康被害が生じた場合の給付金の支給							
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満							
2. 特定個人情報ファイルを	E取り扱う事務において使用するシステム							
システム1								
①システムの名称	健康管理システム							
②システムの機能	予防接種システム ①入力機能 医療機関から送付された予診票の情報を入力し、管理する。 ②統計分析 保有するデータベースから条件を指定したものを集計する。 ③帳票印刷 保有するデータベースから条件を指定したものを出力する。 ④個別総合照会 条件を指定した対象者の保有する情報を照会する。							
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[○] 庁内連携システム[○] 既存住民基本台帳システム[○] 宛名システム等[○] 税務システム[○] その他 ()							
システム2~5								
システム2								
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー							
②システムの機能	①宛名管理機能 既存住基システム及び各業務システムから住登者データ及び住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベース(統合宛名DB)に反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求及び取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能 各業務で管理している番号法別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う。							
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]宛名システム等 [○]その他 (自治体中間サーバ、健康管理システム 							

システム3	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、当該情報を保管及び管理する機能 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 ③情報提供機能 情報提供表ットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ④既存システム接続機能 番号連携サーバーとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 ⑦データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 ⑨職員認証・権限管理機能 利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ⑪システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 死名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	3. 特定個人情報ファイル名						
新型インフルエンザ予防接種フ	アイル						
4. 個人番号の利用 ※							
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一項番93の2						
5. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定						
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策 特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で 定めるもの」が含まれる項(項番115の2) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置 法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるも の」が含まれる項(項番115の2)						
6. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康部健康づくり推進課						
②所属長の役職名	健康づくり推進課長						
7. 他の評価実施機関							

ı

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

新型インフルエンザ予防接種ファイル				
2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※	<選択肢>			
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
③対象となる本人の範囲 ※	寝屋川市内に居住する予防接種の対象となる者			
その必要性	住民接種は市民全員を対象に予防接種を実施するため			
④記録される項目	<選択肢> [10項目以上50項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上			
主な記録項目 ※	・識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 []国税関係情報 []地方税関係情報 [〇]健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []がき、高齢者福祉関係情報			
その妥当性	①識別情報 対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報 予防接種対象者の居住地等を把握するため ③業務関係情報 予防接種の接種歴を把握するため			
全ての記録項目	別添1を参照。			
⑤保有開始日	令和3年6月13日(日)			
⑥事務担当部署	健康部健康づくり推進課			

3. 特	定個人情	報の入手・	使用						
			[〇]本人又は本人の代理人						
			[〇] 評価実施機関内の他部署 (市民サービス部)						
① 7 =	①入手元 ※		[] 行政機関・独立行政法人等 ()						
			[O] 地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体						
			[〇] 民間事業者 (医療機関)						
			[]その他()						
			[O] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ						
@ 7 -			[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム						
②入目	F万法		[〇] 情報提供ネットワークシステム						
			[]その他()						
③使月	用目的 ※		予防接種対象者を特定し、実施記録の作成、管理を行い、情報提供する。また、予防接種等による健	康					
	11 H 1 / //		被害の救済に関する給付に係る請求書等の確認を行う。						
		使用部署	健康部健康づくり推進課						
4使用	月の主体	计四类类	<選択肢>						
		使用者数	[10人以上50人未満] 1) 10人米凋 2) 10人以上50人米凋 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上						
			ᄝᄜᅓᅸᆉᇯᆇᇬᇄᆈ						
©# I	D - >-+		・予防接種対象者の抽出 ・予防接種に関する記録の作成						
⑤使月	日刀法		・予防接種等による健康被害の救済に関する給付に係る事務						
	情報の	り空合	予診票に記載されている情報と住民基本台帳システムから連携された4情報を突合し、被接種者を特し、記録を作成する。また、給付金の請求書と連携された4情報を突合して整合性を確認し、給付事務	定を					
	IH TIX	7	進める。						
6使月	用開始日		令和3年6月13日(日)						
4. 特	定個人情	報ファイル	の取扱いの委託						
委託(D有無 <u>※</u>		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない						
<u></u>	, U W W		(1)件						
委託	事項1		健康管理システムの保守・運用						
①委託	托内容		健康管理システムのパッケージ保守及び障害対応、職員からの問い合わせ対応、他システムからの情報連携の取得・管理等	青					
②委註	モ先におけ	る取扱者数	<選択肢>						
③委訓	 モ先名		5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 株式会社 両備システムズ						
0 241			<選択肢>						
亩	④再委託	の有無 ※	[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない						
再委託	⑤再委託	の許諾方法							
	⑥再委託	事項							
委託	事項2~5								
委託	事項6~1	0							
委託	事項11~	15							

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[]提供を行っている ([〇] 行っていない)件 []移転を行っている ()件
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		0/ 1,000/J/(<u>//</u>	
	[]情報提供ネットワークシステム	[]専用線	
⑥提供方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒供力法	[] フラッシュメモリ	[]紙	
	[]その他 ()
⑦時期·頻度			
提供先2~5			
提供先6~10			
提供先11~15			
提供先16~20			
移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲			
	[]庁内連携システム	[]専用線	
⑥移転方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
₩ 194611/A	[] フラッシュメモリ	[]紙	
	[]その他 ()
⑦時期·頻度			
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20			
6. 特定個人情報の保管・	消去		
保管場所 ※	生体認証による入退室管理を行っている パスワードによる認証で厳重に管理して	部屋に設置したサーバ内に保管。サーバーへのアクセ いる。	スはID/
7. 備考			

4 - 4 - 4 - 4 - 4		a fall the same	
			(ル記録項目
		人 打百 架市 ノ ビン	1 /1 / SP 1657 LE LE
しカリカ属 しょ	7 T AC 101	/\ + / / / ·	レノアロレ 製木 乙元 ロー

■識別情報:	及び連絡	先生情報

1. 個人番号 2. 統合宛名番号 3. 宛名番号 4. 世帯番号 5. 氏名 6. 生年月日 7. 性別 8. 続柄 9. 現住所 10. 住所コート。 11. 地区担当保健師 12. 学区 13. 電話番号 15. 住民になった日 16. 住民になった異動日 17. 住民になった届出年月日 18. 住民でなくなった事由 19. 住民でなくなった異動日 20. 住民でなくなった届出日 21. 住定事由 22. 住定年月日 23. 住定届出年月日 24. 住民区分 25. 外国人判定 26. 国籍 27. 通称名情報 28. 個人特記情報 29. DVフラグ

1.	務関係情 西暦年度 更新時間	2. 刻	包名番号 実施医!	· 3. 性別 寮機関 13	4. 接種 3. 接種医	日 5. 回数 14. LotNo	6. 接 15. 接	種日年齢 種量 16.	7. 年度末年間 予診フラグ 1	↑ 8. 基準 ⁷ . 対象外 [§]	≝日年齢 判定 18.	9. 更新者 特記事項	10.]	更新日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 1. 特定個人情報ファイル名 新型インフルエンザ予防接種ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク 住民からの申告等による情報は、本人確認書類の提示や個人番号カード又は通知カードによる確認を リスクに対する措置の内容 行う。 <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている [十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク ①特定個人情報を閲覧できる者はセキュリティ設定により制限されている。 リスクに対する措置の内容 ②アクセスログを取得しており、必要に応じて解析等できるようにしている。 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> 1) 行っている ユーザ認証の管理 [行っている] 2) 行っていない 具体的な管理方法 担当課係長の承認を得て、利用する職員のIDに操作権限を割り当てている。 - 定時間操作がない場合、自動的にログアウトするよう設定されている。 その他の措置の内容

[

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク								
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない				
	規定の内容	・適正管理 ・秘密の保持 ・事務での周知 ・教育の実施 ・収集の制限 ・目的写文はの禁止 ・複写文託の禁止 ・複写表託の禁止 ・実地による調査等 ・実地による。選等 ・事故の解除及び損害賠償							
	も	[再委託していない]	く選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	っている 2) 十分に行っている ハ 4) 再委託していない				
	具体的な方法								
その他	也の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	る 2) 十分である 3				
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリ	スク及びその	のリスクに対する措置					
5. 特	定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネットワ−	_ -クシステム	▲を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない				
リスク	: 不正な提供・移転が行	テわれるリスク							
	固人情報の提供・移転に ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない				
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法								
その他	也の措置の内容			/ 選扣胜 \					
	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている					
特定個				10 L 10 III 1 DA / \ \ 1 - 1 \ 1					
する措		長託や情報提供ネットワークシ	ステムを通 	した提供を除く。)におけ	るその他のリスク及びそのリスクに対				

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク									
①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行	うっている]	<選択肢> 1)特に力を入れ [、] 3)十分に行ってし	て行ってい [。] いない	る 2) 十分に行っ	ている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり		2) 発生なし	
	その内容								
	再発防止策の内容								
その他	2の措置の内容		国人情報ファ VるRDXメデ			ステム全体のバッ	クアップは名	毎日実施しており	、サーバーにつ
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁷ 3) 課題が残され ⁷	ている ている	2) 十分である	
特定個	人情報の保管・消去に	おける・	その他のリス	くク及びその	リスクに対	する措置			
8. 監	査								
実施の)有無	[0]自己点検		[O] F	n部監査	[]] 外部監査	
9. 従	業者に対する教育・啓	李発							
従業者	だける教育・啓発	[十分に行	うっている]	<選択肢> 1)特に力を入れ [、] 3)十分に行ってし	て行ってい _・ いない	る 2) 十分に行っ	ている
	具体的な方法	録を残 ・委託	している。 業者に対して	ては、契約内	内容に個人作	を含む)に対し、特 青報保護に関する社 導の上、違反行為	研修の実施	を義務付けている	ప .
10.	10. その他のリスク対策								
i e									

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先	総務部 総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-825-2195				
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
③法令による特別の手続					
④個人情報ファイル簿への不 記載等					
2. 特定個人情報ファイルの	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先	健康部健康づくり推進課 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-812-2002				
②対応方法	問合せ時に問合せ受付票を起票し、問合せに対する対応について記録を残す。				

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年12月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I 4「個人番号の利用」法令上 の根拠	1.1」以手続きにおける特定が個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号利用 法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一項番93の 2 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(別表第一 省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(以下「番号 法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一項番93の 2	事後	主に法改正による修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更に該当しない。また、事前通知事項に当たらない。
令和3年12月24日	I 5「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」②法令上の根拠	(項番115の2) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(項番115の2) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(項番115の2) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(項番115の2)	事後	主に法改正による修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更に該当しない。また、事前通知事項に当たらない。
令和3年12月24日	Ⅱ 2.基本情報⑤保有開始日	令和3年6月13日(日)予定	令和3年6月13日(日)	事後	文言の修正のため、個人のブライバシー等の権利利益に影
令和3年12月24日	Ⅱ3.特定個人情報の入手・使 用 ⑥使用開始日	令和3年6月13日(日)予定	令和3年6月13日(日)	事後	文言の修正のため、個人のプ ライバシー等の権利利益に影

令和3年12月24日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 「リスクに対する措置の内容」	を行う機能。 (※2)番号法第19条第7号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	主に法改正による修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更に該当しない。また、事前通知事項に当たらない。
令和3年12月24日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク 「リスクに対する措置の内容」	を行う機能。 (※2)番号法第19条第7号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	主に法改正による修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更に該当しない。また、事前通知事項に当たらない。
令和3年12月24日	I 1. 特定個人情報を取り扱う 事務②事務の内容	する法律の規定に従い、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民接種を行う。また、接種歴に関する情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続することで、各情報保有機関が保有する特定個人情報について照会・回答などの情報連携を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、対象者の選定②予防接種実施状況の登録(接種日、接種場所、Lot.No等)	防接種の実施に関する事務とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民接種を行う。また、接種歴に関する情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続することで、各情報保有機関が保有する特定個人情報について照会・回答などの情報連携を行う。	事後	脱字による修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更に該当しない。また、事前通知事項に当たらない。